

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東北町長

市町村名 (市町村コード)	東北町 (024082)	
地域名 (地域内農業集落名)	東北地区 (清水目、石坂、上板橋、千曳、下板橋、石文、夫雑原、長者久保、塔ノ沢、横沢、 淋代、数牛、豊畑、美須々、柵、豊瀬、豊前、寒水、萌出、乙部、三籓屋、明美、 元村、市街地、内蛭沢、外蛭沢、保戸沢、甲地、長久保、蓼内、土橋、鶴ヶ崎、舟ヶ沢、 田ノ沢、漆玉、御料、滝沢、浜台、豊栄、水喰、中村、南平、上畑、五十嵐、北栄、輝ヶ丘)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 3月26日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<ul style="list-style-type: none"> ・他地区にまで耕作範囲を広げて大規模化している農業者もいる一方で、高齢化や後継者不足も進んでいる。 ・条件の良い農地は今後も適切に維持されると見込まれるが、条件の悪い農地は将来的に荒廃農地化が進んでいくと見込まれる。また、現状でもすでに所有者が不明で貸借したくても出来ない農地がある。 ・繁忙期などは作業委託を含めた補助労働力を活用したいが、人材難や費用負担の増加により、必要な労働力の確保が困難になっている。 ・外国人労働者を雇用するに当たり住環境の整備等に多額の費用がかかるほか、関係法令に基づく対応など、個々の農業者では限界がある。また、周辺住民の理解も含めて地域全体で受け入れる体制を整備していく必要がある。 ・地域内で耕種農家と畜産農家が共存しているにも関わらず、十分な情報共有が図られておらず、かつ、労働力不足から堆肥と稲わらの交換や、飼料作物の生産において需要と供給のミスマッチが起こっている。 <p>【地域の基礎的データ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手:345人(平均年齢62歳、70歳以上91人、団体経営体(法人・集落営農組織)26経営体) ※担い手には広域の認定農業者等を含め地区外に居住する者も含む。 ・主な作物:ナガイモ、ゴボウ、ニンニク、水稻
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域農業の維持・活性化に向けて主力品種であるナガイモ、ゴボウ、ニンニクの畑作物の生産を促進するとともに、水稻については国内外の需給状況や地区内の畜産事業者からのニーズを踏まえ、主食用米から新たに輸出用米やWCS(稲発酵粗飼料)への切替えを促進する。</p> <p>その際、今後の地域農業を担う者の営農活動を後押しするため、スマート農業の導入や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、農作業の効率化・省力化を図るとともに、地域内の保全管理組合が中心となって地域全体で農地の保全管理に取り組んでいく。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	5,531 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5,531 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>兼業化や高齢化が進んでいる一方で他地区にまで耕作範囲を広げて大規模化している農業者も一定数いることから、高齢の農業者等から引き受け意向のある地区内の担い手への農地集積・集約化を図り、農地の有効活用に努める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>今後増加が見込まれる担い手の離農や、土地の相続が発生した場合には、関係機関が連携して、農地中間管理機構を通じた貸借の活用を促すとともに、手続きのサポートを行うことで農地の有効活用を図る。 担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>補助事業を活用した水田から畑地への転換が進んでいる中、今後の地域の営農環境の変化を見定めつつ、農地の区画整理や農道、用排水路の整備など必要な基盤整備事業の必要性も含めて検討する。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>非農業者も構成員となっている保全管理組合が複数活動していることから、当該組織を活用しながら農地の有効活用を図る上で重要な役割を担っている担い手以外の農業者や非農業者との連携を図る。 新規就農希望者に対しては積極的な情報提供や相談対応を行うとともに、各種支援制度を活用しつつ、関係機関が連携し、定期的な圃場の巡回や営農指導など就農準備から定着までのサポートを行う。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>高齢の農業者や作業時間に制約のある兼業農家を中心に、短期間でかつ労働力を必要とする作業や高額な設備投資を必要とする作業など、ニーズ等を踏まえながら今後の活用促進を図る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ⑦担い手の高齢化・減少により、農地の維持管理作業(水路の清掃、草刈り等)や地域の共同作業に支障が生じないよう、非農業者も含めた保全管理組合の活用等を促進していく。
- ⑨地域内における耕種農家と畜産農家の連携を強化し、堆肥と稲わらの有効活用を促進するとともに、耕種農家によるWCS(稲発酵粗飼料)生産の課題把握と改善を図り、粗飼料の地域内自給率向上を図る。
- ⑩新規作物として短期間で栽培可能かつ輪作体系にも適したキャベツやかぼちゃの生産に取り組む。